

公職選挙法違反で訴えられた斎藤知事ー過去のルールは10年で再評価をー

知事選挙活動中にPR会社にSNSなどによる広報活動を依頼し報酬を払ったのは公職選挙法違反であるとして、斎藤知事が訴えられている。

選挙の手伝いがボランティアなら違反にならないが、有給では違反になるということを私は理解できない。仕事として選挙のお手伝いをしたなら、当然相応の報酬は払われるべきである。公職選挙法については、誰もが了解できる常識的なものを明文化したというよりグレーゾーンの部分が多いのだろう。解釈によって違法とも合法とも判断できるのであれば、私も含め一般人が選挙に関して活動する時、その都度弁護士にお伺いをしなければならないになってしまう。

公職選挙法は、選挙において賄賂などにより個人の投票行動が影響されないようにとの目的で1950年に制定された。制定された時代と、ネット使用が普通である現在とは時代背景はきわめて異なっている。

公職選挙法の当初の目標である正しい投票活動を行うという点から考えると、公明党と創価学会の関係は選挙活動として妥当なのであろうか？力の強い巨悪には目をつむり、小悪に切り込む社会はよいとは思えない。

法律や条例は国民の暮らしがよくなるために存在し、それを目標として作成される。現在において、時代の移り変わりは激しい。法律や条例に関して、作成時の目標とその方法は10年たってもなお妥当かどうかの議論は必要であると思う。

2024.12.1